



2025 年 4 月 30 日

各 位

会社名 ブロードマインド株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 清
 (コード番号：7343 東証グロース)
問合せ先 財務経理部長 石井 満
 (TEL 03-6687-1318)

来店型保険ショップ「マネプロショップ」の事業譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、首都圏を中心に運営する来店型保険ショップ「マネプロショップ」の事業譲渡について、株式会社アイリックコーポレーション（本社：東京都文京区、代表取締役社長 CEO：勝本 竜二、以下、アイリックコーポレーション）と協議を開始することを本日開催の取締役会において決議し、両社で基本合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本基本合意の理由

当社の主力事業であるフィナンシャルパートナー事業では、オンライン相談や訪問によるコンサルティングサービスの提供を軸に事業を展開しており、営業組織の拡大と共に成長を続けてまいりました。他方で2016年8月より来店型保険ショップの運営も手掛けており、2024年3月より、株式会社セブン・フィナンシャルサービスが運営していた来店型保険ショップ「セブン保険ショップ」の事業を譲り受け、新たに「マネプロショップ」のブランドで首都圏を中心に地域に根差した店舗運営を行ってまいりました。

当社が店舗運営を手掛けることで営業活動の生産性向上（成約率及び単価の向上）は図られたものの、新規来店者数の伸び悩み等により事業収益性の確保が困難な状況にあり、今後も厳しい事業運営となるものと予想しております。

このような環境の下、フィナンシャルパートナー事業全体の確実な利益成長を実現するため、オンライン相談を中心としたサービス提供に経営資源を集中的に投下させることを判断し、マネプロショップ事業の譲渡に向けた基本合意書を締結することを決定いたしました。

今回の譲渡先候補であるアイリックコーポレーションは、来店型保険ショップ「保険クリニック」を全国で282店舗（2025年4月30日現在）運営しており、店舗運営において深い知見を有していることから、これまでマネプロショップをご利用頂いたお客様に対しても、スムーズなサービス移行が可能であると考えております。

2. 事業譲渡の内容

本基本合意の主な内容は次のとおりです。現在検討中の事項につきましては、最終的な合意が図られ、譲渡契約締結に至った段階で開示する予定です。

（1）譲渡部門の内容

当社が運営する来店型保険ショップ「マネプロショップ」全12店舗の運営に係る一切の事業を譲渡する予定です。

- (2) 譲渡部門の直前事業年度における売上高及び経常利益
現時点では基本合意書締結の段階であるため非開示とさせていただきます。
- (3) 譲渡部門の資産・負債の項目及び金額
現時点では基本合意書締結の段階であるため非開示とさせていただきます。
- (4) 譲渡価格及び決済方法
現時点では基本合意書締結の段階であるため非開示とさせていただきます。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社アイリックコーポレーション		
(2) 所 在 地	東京都文京区本郷二丁目 27 番 20 号		
(3) 代表者の役職・氏 名	代表取締役社長 CEO 勝本 竜二		
(4) 事 業 内 容	生命保険コンサルタント業(生命保険代理店)・損害保険代理業・FC 店舗展開事業並びにそれに付随する各種事業・保険販売支援に関するソリューション事業		
(5) 資 本 金	1,354 百万円 (2024 年 12 月 31 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1995 年 7 月		
(7) 純 資 産	3,672 百万円 (2024 年 12 月 31 日現在)		
(8) 総 資 産	5,023 百万円 (2024 年 12 月 31 日現在)		
(9) 大株主及び持分率	Nihon IFA Partners Ltd, (常任代理人 マローン・インベストメント・ホールディングス・リミテッド) (29.52%)		
	勝本 竜二 (14.12%)		
	住友生命保険相互会社 (6.90%)		
	ネオファースト生命保険会社 (6.90%)		
	株式会社トラッドジャパン (5.23%)		
	FWD 生命保険株式会社 (2.68%)		
	株式会社 SBI 証券 (2.65%)		
	勝本 伸弘 (2.61%)		
	半澤 勝広 (2.49%)		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) (2.04%)		
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

※本件は適時開示基準に該当しない任意開示事項であるため、一部の記載を省略しております。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 4 月 30 日
(2) 譲渡契約締結日	2025 年 6 月 18 日 (予定)
(3) 事業譲渡日	2025 年 7 月 1 日 (予定)

5. 今後の見通し

本件による影響を織り込む形で 2025 年 5 月 14 日開示予定の 2025 年 3 月期決算短信において、2026 年 3 月期の業績予想を開示いたしますが、業績予想の開示以降、両社間で事業譲渡に関する協議を進める中で、開示すべき事項が発生した場合は速やかに開示いたします。

以 上